

【52 釈 文】中瀬・大館両村間利根川渡船賃更正に付回答

(明治十一年：一八七八)

(印)

「訳述」庶第千五百七十二号

御県下大館村・管下中瀬村両村組合、利根川  
渡舟賃之儀二付、御回報兼御照会之趣、致承  
知御取調之趣、中瀬村江申聞、同村承諾いたし  
候間、大館村同様更正可取計候条、此段  
御承知有之度、及御回答候也

明治十一年十二月十一日 埼玉県令 白根多助「印」

県令殿代理

群馬県大書記官 岸良俊介殿

【52 読み下し文】

「訳述」庶第千五百七十二号

御県下大館村・管下中瀬村両村組合、利根川  
渡舟賃の儀に付、御回報兼ね御照会の趣（おもむき）、承知致し  
御取り調べの趣、中瀬村へ申し聞き、同村承諾いたし  
候間、大館村同様更正（こうせい）取り計るべく候条、此の段  
御承知これ有り度（たく）、御回答に及び候也

明治十一年十二月十一日 埼玉県令 白根多助「印」

県令殿代理

群馬県大書記官 岸良俊介殿

〈群馬県行政文書・明治十一年「渡船橋梁留」

AO-181-AOM No. 七六 1 / 3〉